



医療福祉相談室 だより

2012年12月
第13号

松和会 MSW 部会

～介護保険コラム 2～

要介護認定がおりたら要介護度を確認しましょう！

原則 申請日から 30 日以内に認定結果通知書と介護保険被保険者証が郵送されます。

介護保険被保険者証の「要介護状態区分等」の欄に、貴方の現在の要介護度が記載されています。

要介護状態区分の結果によって介護保険サービスが利用できる範囲等が変わります。まずは自分の要介護度を確認しましょう。

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	番号		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		性別
交付年月日			
被保険者番号 並びに保険者の 名称及び印		〇〇市	

要介護状態区分	要介護 1	
認定年月日		
認定有効期間		
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	サービスの種類	種類支給限度基準額
(種類支給 限度基準額)		
認定審査会の 意見及びサービスの 種類の指定		

非該当



要介護状態区分について

要介護度は大きく 要支援 と 要介護 に分けられます。

いずれも介護を必要とする程度によって、「**要支援1～2**」「**要介護1～5**」に振り分けられます。要支援1から要介護5に向かって介護を要する度合いが高くなります。

要支援・要介護認定がおりることによって介護保険サービスを1割負担で利用することができます。

また認定の結果、疾患があっても身の回りのことなど介護を必要とされないと判定された場合「**非該当**」となります。介護保険サービスを受けることはできませんが、各自治体による健康維持・向上を図るための 地域支援事業 を利用できる場合があります。

☆ 次号は「訪問介護（ホームヘルプサービス）について」ご紹介予定です。